

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
2	<p>【もえぎさくら公園（町内自称）①遊歩道の整備 ②街路灯の設置を】 もえぎ町町内会</p> <p>もえぎさくら公園、遊歩道で担当者と相談しながら進めておりましたが、歩道の草、除草対策で苦慮しております。ゴム系アスファルトのような費用はかかりますが、（年次計画）予算の範囲の中で、少しずつでもお願い致します。二つ目に夜間の散策についても、街路灯を計画的にお願いします。鹿対策も考慮して。 三つ目に、部分的に市の公園扱い等昇格を願っております。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>①遊歩道の整備につきましては、雑草の抑制や歩きやすさなどを考慮し、どのような対策が可能か町内会と御協議させていただきながら検討を進めてまいります。 (緑地公園課)</p> <p>②街路灯の設置につきましては、今後、町内会と御協議させていただきながら設置に向けた検討を進めてまいります。 (緑地公園課)</p> <p>また、鹿対策につきましては、近年急激に増加した生息数を以前の状態まで減少させるには、まだ、しばらく時間を要すると思いますが、国や北海道と連携し捕獲ワナ等による継続的な駆除を行ってまいります。 (環境生活課)</p> <p>③遊歩道のある場所の一部は本市の都市公園に位置付けられておりますので、今後、町内会と協議させていただきながら、遊歩道のあり方について検討してまいります。 (緑地公園課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>都市建設部 緑地公園課</p> <p>環境衛生部 環境生活課</p>

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
		<p>(前ページから) 【平成31年3月末時点回答】 ①平成31年中に部分的な施工を行います。 (緑地公園課)</p> <p>②町内会と現地立会し、10月11日に設置を完了しました。 (緑地公園課)</p> <p>また、鹿対策につきましては、近年急激に増加した生息数を以前の状態まで減少させるには、まだ、しばらく時間を要すると思いますが、国や北海道と連携し捕獲ワナ等による継続的な駆除を行ってまいります。 (環境生活課)</p> <p>③遊歩道のある場所の一部は本市の都市公園に位置付けられておりますので、今後、町内会と協議させていただきながら、遊歩道のあり方について検討してまいります。 (緑地公園課)</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>都市建設部 緑地公園課</p> <p>環境衛生部 環境生活課</p>

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
3	<p>【所有者・管理者不在の空き地の草刈り等の実施について】 すずらん町内会</p> <p>昨年も町内の所有者・管理者不在の空き地の草刈り等の実施について、土地の管理者等への連絡をしていただくよう要望を行いました。</p> <p>一部の空き地では、業者に委託して草刈り等を実施していただいたようですが、必ずしも全ての空き地の草刈りが実施されておらず、空き地から伸び放題となった雑草が歩道を覆い、歩行者の妨げになっている所もあります。</p> <p>空き地の所有者・管理者の多くが地方に居住していると聞いておりますが、そのため、定期的に現状を確認していない、或いは確認できない状況にあるようです。</p> <p>空き地の管理が行き届かない状態が続きますと、害虫の発生、不法投棄の温床につながりかねず、防犯上、景観上の問題も生じてきます。</p> <p>また、空き地内には背丈の伸びた樹木もあり、一部は居住者の敷地内まで枝を伸ばし、迷惑を感じている住民もいるようです。</p> <p>このような状況にありますので、市として、土地の管理者等への連絡・通知等を積極的に行っていただきたく、再度の要望となりました。</p>	<p>空き地の管理者は、「苫小牧市空き地の雑草等の除去に関する指導要綱」に基づき、空き地が雑草等の繁茂する管理不良の状態にならないよう常に適切な管理をするよう努めなければなりません。</p> <p>【市の取組状況等】</p> <p>(1) 例年5月頃 市街地の空き地調査を行い雑草等が繁茂している空き地の管理者に対する文書の発送（消防本部が作成した防火対策文書も同封） 資産税課の納付書発送時に草刈り依頼文書を同封</p> <p>(2) 例年8月頃 それでも草刈りを行わない空き地管理者に対する文書の再発送</p> <p>(3) 例年9月頃 それでもなお草刈りを行わない空き地管理者に対する文書の再々発送（市外居住者に対しては必要に応じて現地写真を添付するほか、直接電話等による対応を実施）</p> <p>今年度につきましては、文書内容や文書の色（再発送時は黄系、再々発送時は赤系）を工夫するなど、より一層指導及び勧告に努めていますが、空き地の草刈りは管理者の協力がなければ解決しない問題であり、市としましては今後も引き続き管理者に対し適切な維持管理を粘り強く要請してまいります。</p>	B	環境衛生部 環境生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
4	<p>【市から住民への周知文書等について】 すずらん町内会</p> <p>すずらん町内会では、町内会住民にお知らせすべき事項については、定期発行している広報誌を利用しています。掲載記事は、主に町内会や地域の行事予定や注意事項等となっています。</p> <p>ところで、市の担当部署や各種団体等から、町内会宛に各種文書等が届きます。</p> <p>その中には、地域住民に周知をお願いする文書や回覧用リーフレット、イベント案内等のポスターなどもあります。</p> <p>周知すべき文書等の処理として、ポスターについては、地域内唯一のホームセンターに掲示方を依頼していますが、回覧用リーフレットについては、現在、すずらん町内会では回覧を行っていないため、回覧をせず、一般文書等と同様に、広報誌に内容を要約して掲載して周知するようにしています。</p> <p>しかし、広報誌の紙面の制約もあるため、簡潔に要約したとしても全てを掲載することができず、また、中には、広報誌への掲載が間に合わないものもあり、役員会で報告し、役員だけで内容を共有するに留まり、結果、住民に知らしめることなく、終わっている文書等もあるのが実情です。</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>市からの町内会への周知文書等につきましては、発送数が多いことや、各町内会により周知方法が異なる中で、大変御負担をお掛けしているものと認識しております。</p> <p>今後におきましては、市役所内部において配付物に対する町内会の現状認識を一つにするべく情報を共有し、国等の制度改正など広く住民に周知すべき通知等については、広報とまこまいへの掲載による周知や、それ以外の文書についても効率的な周知方法のあり方を考えていくことなど、町内会の負担軽減につながる周知方法の改善について検討してまいります。</p> <p>(次ページへ)</p>	B	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	<p>(前ページより)</p> <p>広報誌の発行に当たっては、紙面の制約もあることから、市等から届く文書等の中から住民への周知を要する文書等を振り分けた上、掲載に向けた作業があるのですが、これが担当者の大きな負担になっています。</p> <p>市の担当部署では、住民への周知をお願いする文書等を町内会宛に送付するに当たり、町内会による負担や住民への周知方法についてどこまで理解しているのでしょうか。</p> <p>町内会として、市への協力は惜しみませんが、少しでも町内会の負担軽減に向けて、住民に対する周知すべき事項については、市の広報誌や新聞への掲載、或いは業者委託による各戸への配付などの方法を検討していただきたいと思えます。</p>	<p>(前ページより)</p> <p>【平成31年3月末時点回答】</p> <p>市からの町内会への周知文書等につきましては、発送数が多いことや、各町内会により周知方法が異なる中で、大変御負担をお掛けしているものと認識しております。</p> <p>今後におきましては、市役所内部において配付物に対する町内会の現状認識を一つにするべく情報を共有し、国等の制度改正など広く住民に周知すべき通知等については、広報とまこまいへの掲載による周知や、それ以外の文書についても効率的な周知方法のあり方を考えていくことなど、町内会の負担軽減につながる周知方法の改善について検討してまいります。</p> <p><u>なお、平成31年4月から、町内会に対する文書の発送方法を見直すこととしており、各部署からそれぞれ発送していた文書を一括して発送することと併せて、文書の大きさや表記方法をルール化し、見やすさ、伝わりやすさなどについても配慮することで、町内会の負担軽減を図ってまいります。</u></p>	B	市民生活部 市民生活課
5	<p>【町内空地の除草について（お願い）】 明德四丁目町内会</p> <p>団地内南東側の空地の雑草の刈取りは、毎年行っていていただきしており、防犯、交通環境の向上に効果を上げており感謝しています。</p> <p>当団地内の市有地（旧・集会所跡地、市管財課用地）は、町内の中心部にありながら、夏期間は雑草の伸び放題で見苦しい状況にあります。</p> <p>3年前から、近辺自治会有志の出資で春と秋の2回、除草して参りましたが、市有地であるならば、こうした所にも目配りしていただき、環境美化のために雑草刈取りに留意していただきたいと思えます。</p>	<p>要望にあります市有地（旧・集会所跡地）は7月3日に町内会の方と現地確認し、来年度から四方のキワの草刈りを実施することにしました。これまで環境美化に御協力いただきありがとうございました。</p> <p>（面積が広い土地の草刈りについては、経済性及び効果の面から道路際から約3～5m幅で草刈りを実施しています）</p> <p>なお、団地内南東側の空き地（旧・市営住宅跡地）は7月30日に草刈りを実施しております。</p>	A	財政部 管財課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
6	<p>【横断歩道の設置について】 美原町内会</p> <p>ときわスケートセンター付近の交差点の北側と、美原町1丁目、3丁目間のときわ中央通を横断する横断歩道の設置について、美原町からときわスケートセンターに行く児童生徒や病院、ショッピングセンター等に通う住民、ときわ町側から美原町のゲートボール場に通う住民は、信号機のない道路を横断せざるを得ない状態となっています。</p> <p>また、美原町1丁目および3丁目はここ2～3年建設ラッシュが続いていますが、この両町間のときわ中央通を横断する歩道は錦岡東一条通の交差点1か所しかないため、両町間の往来に不便をきたしています。</p> <p>こうした実情から、ときわスケートセンター北側及びときわ中央通を横断する横断歩道を設置されるよう警察署に要望されますようお願いいたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>ときわ、美原町地域は近年、住宅の増加に伴う小中学校の児童、生徒数の増や福祉施設の開設など環境の変化が著しく、周辺交差点の交通安全対策の必要性については認識をしており、公安委員会に対し継続して要望しているところでございます。</p> <p>苫小牧警察署によりますと、当該箇所の横断歩道設置の要件として、歩行者が待機できる場所が必要であり、当該交差点の北西及び南東側の歩道改良が必要とのことから、まずは横断歩道設置に必要な歩道の改良について、関係部局と協議してまいります。</p> <p>また、美原1丁目および3丁目両町の横断歩道については、苫小牧警察署と協議した中では「横断歩道の設置だけでは交通事故を誘発する可能性があり危険が高まる」との見解で、今後も横断歩道付信号機での要望をしたいと考えております。</p> <p>道内における信号機の設置件数は年間数基と非常に厳しい状況であり、早期の信号機設置については難しい状況であります。</p> <p>今後も、公安委員会に対し要望を継続するとともに、交通安全施設整備に対する財源の確保を国や道に対する重点要望として、また他市とも連携しながら全道市長会を通じて北海道に要望してまいります。</p> <p>また、注意喚起看板の設置など、市として対応が可能なものは迅速に対応してまいります。</p>	B	市民生活部 安全安心生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
		<p>(前ページより) 【平成31年3月末時点回答】 <u>平成31年3月13日に苫小牧警察署を介し北海道 公安委員会へ要望いたしました。</u></p>	B	市民生活部 安全安心生活課